

行政文書不開示決定通知書

宮原 めぐみ 様

国立感染症研究所長



令和3年3月25日付けの行政文書の開示請求（開第30号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

新型コロナウイルスが病原体であることを証明する論文

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111



NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES

国立感染症研究所

〒162-8640 新宿区戸山 1-23-1 総務部調整課

TEL03-5285-1111ext.2039/FAX03-5285-1150

2021 年 4 月 22 日

宮原 めぐみ 様

国立感染症研究所

総務部調整課調整評価係

西川 雅晶(masa0725@nih.go.jp)

書類送付のお知らせ

過日ご請求いただきました行政文書開示について、別添のとおり決定通知書を送付いたしますので、よろしくお取りはからい願います。

一般的に感染症の存在証明として【コッホの4原則】が用いられていますが、全ての感染症において【コッホの4原則】が満たされるわけではありません。特に宿主特異性の高い病原体による感染症では、動物への感染実験が不可能であることが多く、【コッホの4原則】が満たされることの方が稀となります。

【コッホの4原則】が満たされた場合、感染症と病原体との関係性が証明されますが、そうでない場合、疫学情報や臨床情報、病原体情報などを総合して考える必要があります。

COVID-19 については、【コッホの4原則】が証明される前に病原体と感染症との関係性が認められました。それは、詳細な臨床疫学的な情報があったことと、近縁のウイルスによる感染症である SARS と MERS の知見の蓄積によります。

また、以下の論文により【コッホの4原則】が満たされております。

1 初めて患者からウイルス分離した論文(2020 年 1 月 24 日)

<https://www.nejm.org/doi/full/10.1056/nejmoa2001017>

N Engl J Med 2020; 382:727-733

DOI: 10.1056/NEJMoa2001017

2 ウイルスをサルに感染させた論文

2-1 Respiratory disease and virus shedding in rhesus macaques inoculated with SARS-CoV-2 (2020 年 3 月 21 日)

<https://www.biorxiv.org/content/10.1101/2020.03.21.001628v1>

のちに『Nature』に出版されています

<https://www.nature.com/articles/s41586-020-2324-7>

2-2 Comparative pathogenesis of COVID-19, MERS, and SARS in a nonhuman primate model (2020年4月17日)

Journal: Science

DOI: 10.1126/science.abb7314

URL <https://science.sciencemag.org/content/early/2020/04/16/science.abb7314>

ご不明な点等ありましたら、西川までご連絡下さい。
よろしくお願い申し上げます。

行政文書開示請求書

2021年4月27日

国立感染症研究所長 殿

(請求先の各事務所の長)

氏名又は名称 ^(ふりがな) *法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者氏名を記載:

宮原 めぐみ

住所又は居所 ^(ふりがな) *法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地等を記載:

[Redacted Address]

連絡先 ^(ふりがな) *連絡先を指定する場合は、当該連絡担当の氏名及び住所・電話番号等を記載:

TEL ()

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(※請求する行政文書が特定できるよう、文書の名称や求める文書の内容等をできるだけ具体的に御記入ください。)

COVID19(新型コロナウイルス感染症)について病原体と感染症との関係性が認められると判断できる
・詳細な臨床疫学的な情報を示す文書
・近縁のウイルスによる感染症である SARS と MARS の知見の蓄積を示す文書

2 求める開示の実施の方法(※本項目の記入は任意です。請求時に開示実施方法を指定する場合に御記入ください。)

*ア又はイに○印を付し、アを選択した場合は、実施方法、実施希望日も記載

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 開示請求手数料

手数料 (300円/開示請求 する行政文書1件)		(受付印欄)
--------------------------------	--	--------

(※以下の欄は事務処理上使用するので記入しないでください。)

所管課	
備考	